

## はしがき

今日、私たちを取り巻く経済は飛躍的な発展を遂げ、産業構造はますます高度化・複雑化している。人間が生活するために直接的に必要なものを生産し、獲得してきた原始的な産業（第一次産業）から、こうした物品の加工を行う産業（第二次産業）を経て、無形の情報やサービスを提供する産業（第三次産業）へと産業の中心は移行しながらも、いずれの産業もその規模を拡大し、効率的な経営を行うために企業（=会社）化を図る傾向が現れている。

現代社会に生きる私たちは、必然的に産業（場合によっては複数の）とのかわりをもつことになり、それらの産業についての知識と経験は不可欠なものとなる。なかでも法律に関する基本的な知識の有無は産業社会での浮沈を分けるポイントと言っても過言ではないだろう。

また最近では、情報化社会と呼ぶにふさわしく、インターネットが経済的な取引のみならず日常生活にも浸透し、現代人に必須のコミュニケーション手段となっている。「IT化」の名の下に瞬く間に情報通信のインフラ整備が行われ、電子商取引は一般にも広く普及し始めている。しかし、情報化の進展・インターネットの発達は、私たちの社会に大変革をもたらす可能性を秘める一方で、従来の法概念や法規制では対処できない新たな問題も引き起こしている。インターネットはボーダーレスであり、24時間めまぐるしく世界中を駆け巡る。ネットワーク上では膨大な量のさまざまな情報が伝達されるが、こうしたネットワーク上の情報についての権利保護といった問題は法的にもこれからの重要課題となってくる。

本書は、このような現代社会の状況を踏まえたうえで、初学者のためのいわばネットワーク法学のガイドブックを目指したものである。

前半部分においては、産業社会にかかわる基本的な法律の枠組みを理解してもらうために、まず全体的な法構造を概観し、続いて民法・会社法・経済法（独占禁止法）の視点で産業についてメスを入れた。

後半は本書の核となる部分である。情報化社会での取引の中心的役割を果た

す電子商取引について契約法・消費者法・刑法に基づいた検討を行うとともに、知的財産法分野については、とくに新時代の特許権と著作権（デジタル著作権や Web 上の著作権）の問題にターゲットを絞った。いずれの場合もより実務的な視野に立った問題の解決を図ったものである。読者にとってさまざまな疑問の解決の一助となることを願っている。

本書の執筆者はいずれも各分野における新進気鋭の研究者である。本書が取り扱うテーマがトピックなものであるため、企画から刊行に至るまでにも関連する法律の改正や新たな判例の登場があり、そのため執筆者にあっては原稿を改める苦労を重ねることとなった。編者の企画に賛意を示し、貴重な時間を割いて最大限の努力を尽くしていただいたことに感謝の意を表したい。

本書の刊行に際しては、法律文化社編集部の浅野弥三仁氏に企画段階から多大なご尽力をいただいた。また、本書執筆の契機となる示唆を与えていただいた法律文化社営業部の田藤純子氏にも併せて執筆者一同、厚く御礼申し上げる。

2006 年 3 月

松本 博

## 第 2 版の発刊にあたって

本書初版の刊行から 3 年の歳月が経過した。この間の社会の変動は激しく、本書で取り扱った法分野も大きな変化を遂げた。新たな事案の発生、関連法規の改正に加え、裁判例の集積がなされ、科学技術の発展に伴って「情報化」のキーワードに関わる法分野は次なるステージに移行したといえる。

移り変わりの激しいテーマを取り扱う以上、その変化に対応して内容の見直しを行うことは当初から意図するところであったが、幸いにも予定どおりに版を重ねることができた。また、今回の改版にあたっては、気鋭の研究者 2 名の方々に快諾いただき、執筆陣に参加していただくことが叶った。版を重ねるに際しては、より充実した内容になったものと自負している。本書が読者のニーズに応えて、再度版を重ねる機会が巡ってくることを切に願う次第である。

2009 年 9 月